

2/3/

交付  
18.10.2  
上場部

適時開示に係る宣誓書

平成 18 年 10 月 2 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 西室 泰三 殿

本店所在地 東京都渋谷区渋谷2-15-1  
会社名 株式会社アコーディア・ゴルフ  
代表者の役職 代表取締役社長

氏名(署名) 西室 泰三

株式会社アコーディア・ゴルフは、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

2/31



## 適時開示体制概要書

(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 18 年 10 月 2 日

会社名 株式会社アコーディア・ゴルフ  
(コード番号 2131)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 会社情報の適時開示に係る会社の基本方針

当企業グループは、社会の構成員として企業人に求められる価値観や倫理観に即した企業活動を行うことを自らの社会的責任と考え、そのために会社情報の適正かつ適切な開示を行うことを全役員および従業員の行動指針のひとつとして、アコーディア・ゴルフ コンプライアンスポリシー（企業行動憲章）に掲げています。この指針のもと、当企業グループはディスクロージャー・ポリシーを定め、公正かつ適時・適切な情報開示を行います。

当企業グループは、株主・投資家、顧客、地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの当企業グループに対する理解を促進し、その適正な評価のために、証券取引法、その他の法令および東京証券取引所が定める適時開示規則を遵守し、当企業グループに関する重要な情報の公正かつ適時・適切な開示を行います。また、当企業グループは、適時開示規則等に該当しない情報であっても、ステークホルダーにとって有用と判断したものにつきましては、できるだけ積極的かつ公平に開示する方針です。当企業グループは、こうした情報開示が適切に行えるよう、情報開示委員会を設置しております。

#### 2. 会社情報の適時開示を担当する組織と役割

##### (1) 代表取締役社長

代表取締役社長は、当企業グループの情報開示に関する全責任を負います。適時開示の責任者として、開示の要否、開示内容の検討を行う情報開示委員会を指揮・監督します。

##### (2) 情報開示委員会

情報開示委員会は、最高責任者である社長の下、委員長、情報取扱責任者、および各所管部署を担当する委員で組織され、適時開示に関する社内各部署の連携体制の構築を図るとともに、ディスクロージャー・ポリシー、情報開示ガイドラインの社

内への周知徹底を行います。また、各所管部署を担当する委員や下記の各委員会より、会社情報が迅速かつ網羅的に情報開示委員会に連携され、情報開示委員会に会社情報が集約されます。集約された会社情報について、情報開示委員会で開示の要否、開示内容、開示時期、開示方法の検討が行われ、開示すべき判断された会社情報については、その開示について、取締役会へ付議されます。

### (3)取締役会

原則として、情報開示の実施については、取締役会に付議され意思決定されます。ただし、緊急を要するなどの場合は、社長および情報開示委員会委員長の承認を得ることによって、取締役会への付議・承認を省略することができるものとしております。この場合には、委員長より、取締役会に事後報告することとなっております。

### (4)危機管理委員会、情報管理委員会、コンプライアンス委員会

危機管理委員会－重大な災害、事故等を含む経営危機に対処するために設置され、  
危機管理体制の構築等を推進する委員会

情報管理委員会－情報セキュリティと個人情報保護、すなわち、経営的に重要な資産と位置付けられる情報システム及び会社が保持する文書を保護・管理し、また、個人情報を保護することを目的として設置された委員会

コンプライアンス委員会－法令順守の強化・徹底を図るべく設置された委員会

それぞれの委員会で検討、対応すべきグループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合には、適時開示の目的で情報開示委員会に報告することとしております。

### (5)内部監査室

独立性を確保するため社長直轄として設置された内部監査室は、決算開示に関わるプロセスや統制手続をモニターするとともに発生した重要事実、重要な決定事項、決算及び予算に重要な影響を与える重要事項を適時適切に把握し開示できる体制が維持、構築されているかどうかモニターいたします。内部監査の過程で把握した開示体制の不備については社長及び情報開示委員会並びに所轄部門長に報告し改善を求めるとともに改善状況をモニターすることとしております。

### (6)監査役

監査役による経営の監視の一環として、適時開示体制に関する監査も実施いたします。また、発生した重要事実、重要な決定事項、決算及び予算に重要な影響を与える事項は、取締役会において又案件によっては直接監査役に報告することとしております。

### 3. 会社情報の適時開示の手続

開示手続は次の通りです。

#### ア) 会社情報の集中

情報開示委員会の各委員が、各所管部署の会社情報について、開示ガイドラインに該当する可能性があるかと判断するものを、情報開示委員会に報告する。

#### イ) 開示の検討、決定

情報開示委員会において、報告された会社情報の開示の要否・開示内容・開示時期・開示方法等の検討を行う。

情報開示委員会において、開示すべきと判断した情報については、取締役会へ当該情報の開示について付議を行う。

#### ウ) 開示

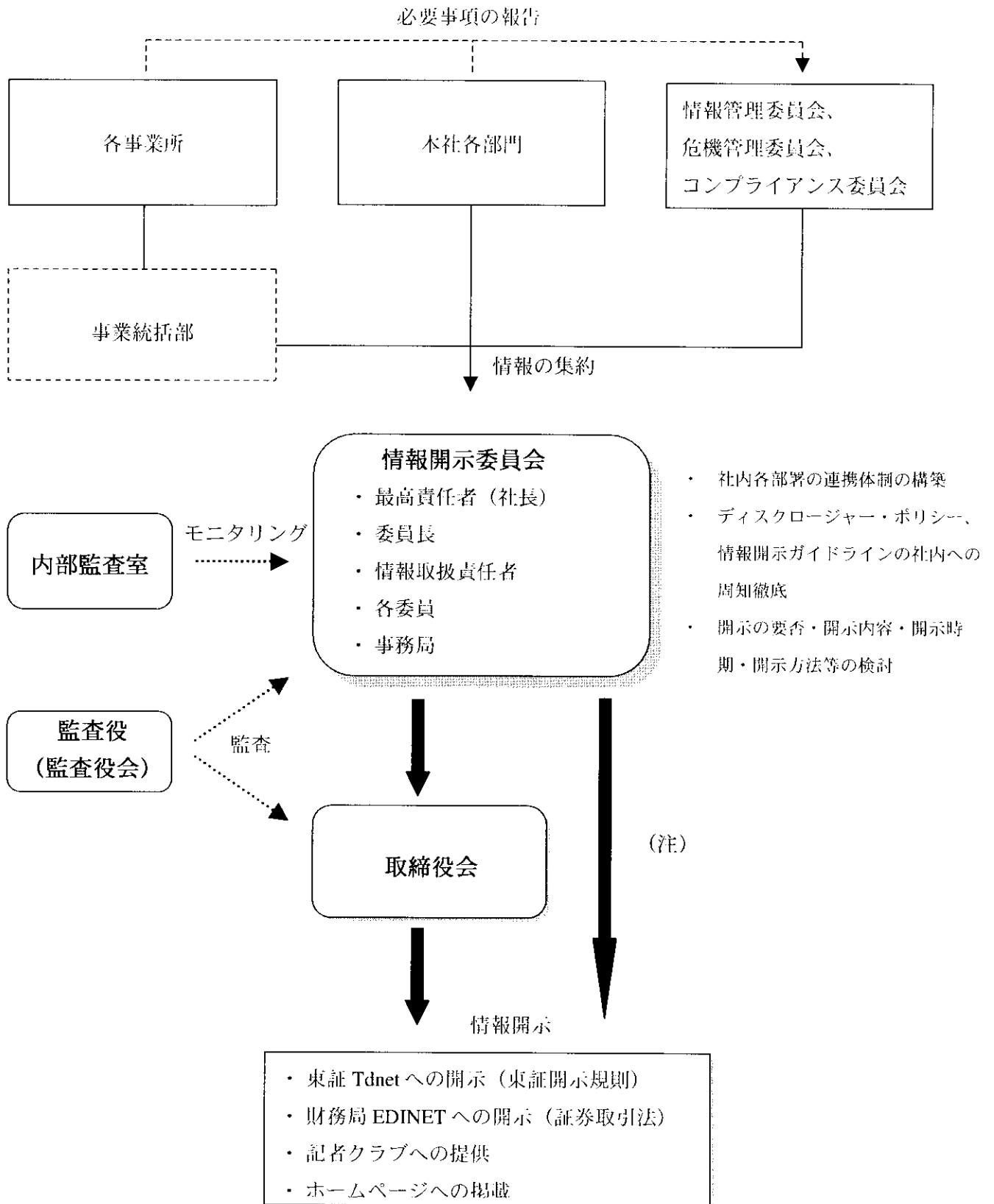
取締役会で開示が承認された会社情報について、情報開示委員会が開示を行う。

#### エ) 社内への通知、記録・保管

開示情報について、情報開示委員会は速やかに社内に通知するとともに、開示内容等について記録、保管する。

以上の開示手続を図示すると以下の通りです。

# 情報開示委員会 体制図



(注) 緊急を要する場合は、社長および委員長の承認を得ることによって、情報開示委員会での検討、取締役会への付議を省略することができるものとする。